

【資料 3】

2027年国際園芸博覧会 屋内出展展示企画・設計業務委託 企画提案競技審査会実施要領

第 1 目的

この要領は、「2027年国際園芸博覧会 屋内出展展示企画・設計業務委託」の委託候補者を選定する企画提案競技審査会（以下、「審査会」という。）に関して必要な事項を定める。

第 2 組織及び運営

- 1 審査会は以下の審査員をもって組織する。
 - (1) 秋田県農林水産部園芸振興課長
 - (2) 秋田県建設部都市計画課長
 - (3) 秋田県国際園芸博覧会出展協議会長
- 2 審査会に審査員長を置き、審査員である秋田県農林水産部園芸振興課長をもって充てる。
- 3 審査員長は、上記(2)(3)のほか、必要に応じて外部有識者を審査員に指名することができるものとする。
- 4 審査員長は会務を総括し、審査会を代表する。
- 5 審査会の事務局は、秋田県農林水産部園芸振興課内に置く。

第 3 会議

- 1 審査会の会議は、審査員長が招集し、審査員長がその議長となる。
- 2 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代行する。
- 3 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の会議は非公開とする。

第 4 審査方法

審査員は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に対し、別表に基づき評価する。

第 5 委託候補者選定方法

- 1 第 4 による審査結果に基づき、最高得点者を委託候補者として選定する。
- 2 最高得点者が複数となった場合は、審査員の協議により委託候補者を選定する。
- 3 各審査員の得点を合計した総得点満点の 6 割に達しない企画提案者は、委託候補者とししない。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 7 月 29 日から施行する。

別表 1 評価項目、配点、係数

評価項目		評価 (5段階評価)	係数	評価点 (評価×係数)
I 提案内容の的確性・独創性				
	① 県及び園芸博覧会のテーマに沿った内容が盛り込まれているか。	1・2・3・4・5	4	20
	② コンセプトが明確であり、来場者に驚きや感動を与える内容となっているか。	1・2・3・4・5	4	20
	③ 秋田県らしさを表現し、県産花きの需要拡大や県内の観光誘客につながるデザインとなっているか。	1・2・3・4・5	4	20
	④ その他、業務目的を達成するための効果的な独自の提案があるか。	1・2・3・4・5	3	15
II 業務の確実性				
	⑤ 責任者、役割分担等が具体的に示され、本業務を確実に履行すると認められるか。	1・2・3・4・5	1	5
III 経費の妥当性				
	⑥ 見積金額は、契約上限額の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。	1・2・3・4・5	1	5
	⑦ 令和9年度の施工段階において、過剰・過大でなく確実に実現可能な提案となっているか。	1・2・3・4・5	1	5
IV 賃金水準の向上・女性の活躍推進に関する取組【事務局による算出】				
	⑧ 賃金水準の向上の取組に関する加点措置			最大5
	⑨ 女性の活躍推進の取組に関する加点措置			最大5
【算出方法】 評定値×係数＝審査員の得点 各審査員得点の合計＝提案者の総得点				100

※標準点 配点の6割×審査員数

別表 2 評定値、判断基準

評価	判断基準
1	劣っている
2	やや劣っている
3	標準（要求を最低限満たしている）
4	やや優れている
5	優れている

別表3 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組の評価基準

評価項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1		1	最大 3	
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし		1.5
			プラチナえるぼし		2
		次世代法 ※2	くるみん		1.5
			プラチナくるみん		2
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
		子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
		男女共同参画社会づくり表彰			

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。